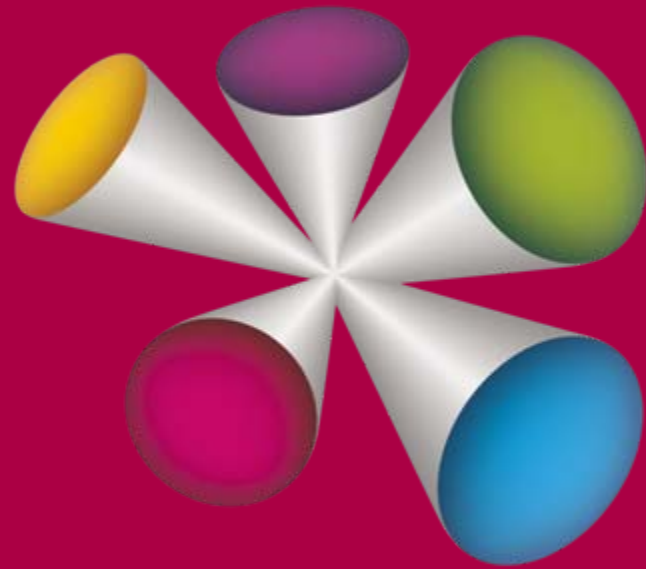


# 中堅・中小・ベンチャー企業における 多様な取組と諸課題/課題解決に向けて

(株)ワコムにおけるグローバルビジネス  
& 知的財産戦略



総合企画本部

法務・知的財産部 GM 秋田信行

2012年1月23日

# 目次

- ワコムの事業 & 技術
  - i) 独自の革新的技術を開発(グローバルな特許技術として保護)
  - ii) 特許侵害訴訟で、侵害品を排除
- 特許侵害訴訟による侵害品排除
  - i) 2006～2008年 中国メーカーに対する特許侵害訴訟 (米国 & 中国)
    - \* 米国/中国訴訟における制度的検討
    - \* 中国侵害訴訟のポイント
  - ii) ワコムにおける知財管理
    - \* 特許 & 意匠出願
    - \* 出願前の発明評価
    - \* 権利活用
- 将来を見据えた知財戦略

# ワコム の 事業 & 技術

- ‘83年、ペンタブレットの開発、製造を目的として設立
- 独自の技術(電磁誘導授受方式センサー技術)により、成長  
(現在全世界で約80%のマーケットシェアを占める)
- 現地法人による販売活動
  - 売り上げ: 約330 億円 (2011年3月期)
  - (内ペンタブレット 約265億円 [全体の80%])

米国	:	90億円	(35%)
ヨーロッパ	:	70億円	(30%)
日本	:	50億円	(20%)
アジア等	:	42億円	(15%)
- プロ用製品の後、業務用、コンシューマー用、部品事業へ  
事業を拡大

# 製品ラインと利用分野

## プロフェッショナル製品

- Intuos (インテュオス) シリーズ
- Cintiq (シンティック) シリーズ

## コンシューマ製品

- Bamboo (バンブー) シリーズ

## ビジネス製品

- DT シリーズ、STU シリーズ

## コンポーネント

- ノートPC (タブレットPC)
- タブレット型情報端末
- スマートフォン、電子書籍等

pen tablet system  
for professionals **intuos.4**



**Cintiq**. 24HD  
interactive pen display



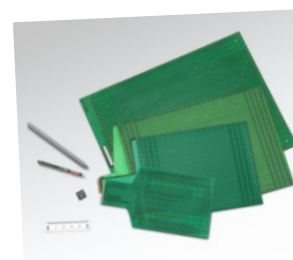
BAMBOO™



BAMBOO®  
STYLUS



*feel*



wacom®

# (参考資料) プロフェッショナル製品 Intuos



**intuos.4**

**Macworld** Editors' Choice

**PC** EDITORS' CHOICE  
POMAG.COM

# 参考資料

BAMBOO™ FUN



Cintiq<sup>®</sup>  
interactive pen display



ペンタブレット＝コンピュータで絵を描く、  
字を書くための「電子の筆」

# ワコムの事業 & 技術

- ・ ペン・タブレットとは？

コンピューター・入力装置で、電子ペンを用い、  
(紙と鉛筆のように)手書きの絵や文字をタブレット(板面)に  
描き、そのままコンピューターに入力する装置。

紙と鉛筆→電子的に置き換える

# ワコム 基本技術の紹介

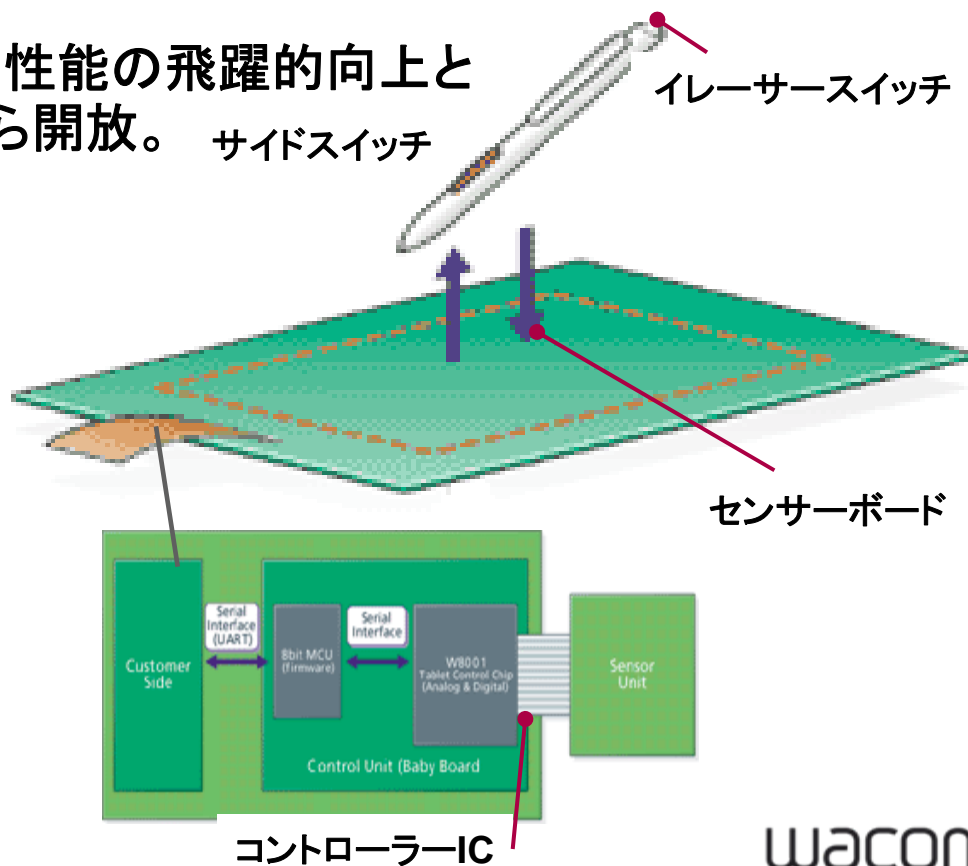
- ・従来技術: 電子ペン(入力装置)に電池が搭載され、電子ペンとタブレット(板面)は、コードで繋がっていた。
- ・電磁誘導授受(Electro Magnetic Resonance)方式による高速/高精度の位置センサー技術を開発
  - ・電池レス、コードレス化を達成、性能の飛躍的向上とユーザーをコードの煩わしさから開放。 サイドスイッチ

・周辺の、

- i) 筆圧検知、線の強弱/太さの変化
- ii) 消しゴム機能等の修正/訂正

技術が開発され、製品の改良がなされました。

(特許技術として、日本, 米国, ヨーロッパ, 中国等で保護)





# ワコム 事業&技術

- 独自の、電池レス & コードレスを可能にした電磁誘導授受(EMR)方式によるセンサー技術に、
  1. 筆圧検知機能 (描く線の強弱、太さの変化が可能となる)
  2. 消しゴム機能等 (修正、訂正が容易)の改良技術が加わり、マーケット・シェアが、80%以上に上昇
- 模倣品=侵害品が市場に現れるたび毎に、特許等侵害訴訟を提起し、侵害品排除に努力  
(長期に亘り80%以上を維持出来ている大きな理由)

# 知的財産侵害訴訟による排除

- 侵害品の市場排除： 生存/成長する為の自衛行為
  - \* ペンタブレットの市場規模は、他社と市場をシェアできるほど大きくない
  - \* 侵害品との低価格競争では、事業が立ち行かない  
(侵害品を放置すれば、合理的利益を上げ、製品/技術に再投資していくサイクル自体を失ってしまう)
- 2006～2008年 中国メーカーに対する、特許侵害訴訟 ( 米国 & 中国)
- 2011年 台湾製の外観&デザイン酷似品 意匠権侵害訴訟  
日本 & ドイツ

# 知的財産侵害訴訟による排除

## 2006～2008年 中国メーカーに対する、特許侵害訴訟

- 中国の競合メーカーが、米国においてプロ用ペンタブレットの販売（同等のSpec. 製品を、ワコムの約半値で）を開始したことが発端、  
中国、米国で製品を入手、調査解析の結果；  
    米国特許 6件  
    中国特許 3件 の侵害を確認（中国特許3件は、米国特許と対応）
- 最大の米国市場の防衛と、両国での知的財産保護を目的として侵害訴訟を決断
- 戦略： 米国訴訟の有利な展開を以って、中国訴訟の不利な進展を牽制する  
    （注）中国は 特許法、民事訴訟法等の制度は整っていますが、諸般の事情から公平な判断をどれだけ期待できるか、という不安？

# 中国特許侵害訴訟のポイント

1. 中国だけで訴訟を起こすことはリスクが大きい。米国等訴訟と、同時連携して手続きを進め、米国での有利な進展をもって中国訴訟の進行を牽制する。(米国訴訟のミラー効果！)
2. 特許庁(JETRO 北京センター等の知的財産部)、経産省、外務省等日本政府の関係機関からサポートを受け、支援を頂きました。  
(注) 個別案件、事情には関与してもらえないが、中国関係当局に対し『… 注目している、……公平な判断を期待する』とのメッセージを中国関係当局に伝達、不当/不利な判断を牽制。
3. 実用新案を軽視してはいけない。(方式審査でだけで成立、ドンズバのprior artがないと潰せない)、訴訟中でも権利を作ること可能。

(注) 相手方製品を文言上カバーする権利を作れる。

# 中国メーカーの反訴：ワコムへの実用新案侵害訴訟

## H社のデフェンス Counter claim

ワコム製品に対して2件の実用新案侵害訴訟を夫々提起される

1. 河北省 石家莊市中級人民法院  
実用新案3件(内1件は、ワコム侵害訴訟後に出願、取得したもの)
2. 黒龍江省ハルビン市中級人民法院

### 問題点

1. 両地域とも、日本に対し複雑な感情がある土地柄、
2. 上記3件の内、1件が訴訟後出願、取得した権利(侵害はあり得ない)
3. 根拠が乏しい訴訟
4. 両訴訟が、中国メーカーの本社がある北京の中級人民法院で提起されるべきであるが、北京に移送する制度的担保がない。

# 中国特許侵害訴訟のポイント

4. 地方の中級人民法院で実用侵害訴訟で訴えられたのが、想定外でした。中央政府がある北京等とは判断に差があるとのこと。

(注) 第一審の中級人民法院は、中国全体で50以上ある。

5. 中国の裁判所に持ち込む証拠は、公証(日本の公証人による)、中国大使館の認証が必要、負担が重く、時間が必要。事前に多く仕込むこと。

6. 代理人の選定は特に重要: 非公式の人民法院判事との交渉、調整能力 & 技術鑑定 (appraisal) 機関の選定に関与できる技量・能力があること。

(注) 使用する言語、日本語に拘ると選択が狭くなる。

# 中国メーカー訴訟における制度的検討

	米国	中国
特許	6件	3件(米国の3件と対応)
事前の警告 (Cease & Desist LTR)	行わない (有利な裁判地確保の為)	行わない (有利な裁判地確保の為)
裁判地	Seattle (ワコム現地法人の管轄)	上海第一中級人民法院 (中国H社が、北京市在のため北京を避け、上海を選ぶ、北京中級人民法院の判断水準が最高であるが。)
判決迄	1.5~年 (Markman Hearing迄 約1年)	8~15ヶ月
その他	ITC 事前準備の負荷が 大きすぎ、不可能	N.A.
H社のディフェンス (Counter claim)	非侵害&特許無効 (特許無効は裁判手続中として 、Reexaminationの抗弁の 可能性?)	非侵害&特許無効 (覆審委員会に3件の無効審判申立てが有 る、有っても裁判が中断なく進行すると 想定)

# 知的財産侵害訴訟による排除

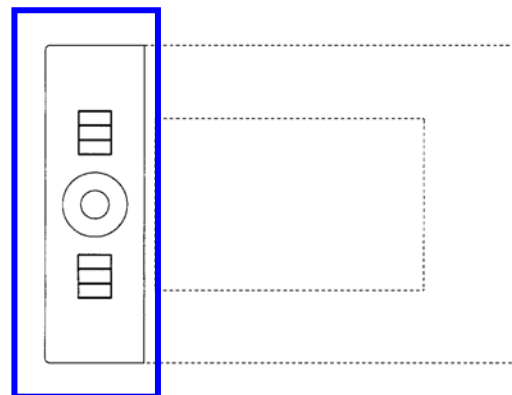
## 2011年 台湾製の外観&デザイン酷似品 意匠権侵害訴訟

日本：仮処分申立後、1ヶ月で輸入、販売停止

ドイツ：訴訟提起後、3日以内で仮処分取得



日本意匠登録第1372733号  
(部分意匠：操作部)





# ワコム®の知財管理

## 1. 特許出願 製造国/販売国重視:

- 発明国日本出願は、1. 必ず(100%) 米国, ヨーロッパ, 中国に出願
- 2. '08年ころから、台湾 韓国, インド等にも選択的に出願

主要製造国/販売国に必ず出願が原則

(注)原則をはずし、日本でだけ出願すると、無償の技術流出となる。

## 2. 意匠出願 製造国/販売国重視:

特許と同様の出願国:(日本)、米国、ヨーロッパ、中国 等

部分意匠&周辺部分を精力的に出願

# ワコム®の知財管理・戦略の特徴的事項

## 3.出願前の発明評価:

技術の高度性/革新性(新規性が前提)

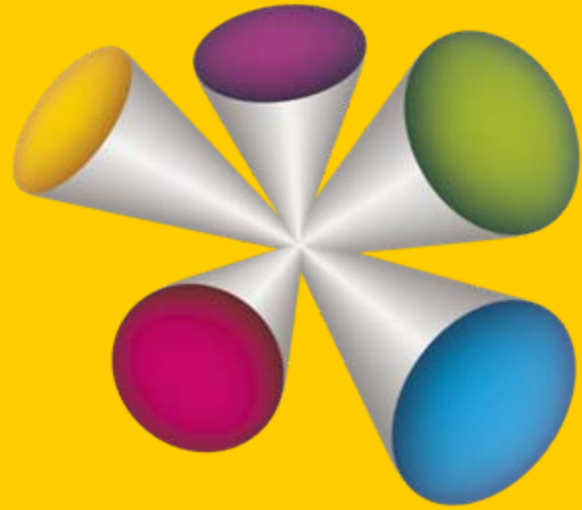
侵害立証の容易性が、出願か否かのポイント:

目視等で侵害が容易に指摘、立証可能か? 不可能なら、出願不可。

ICのシリコン上に埋没する、回路技術は、侵害立証が難しく、出願せず秘匿を選択

# 将来を見据えた課題

- **ペンタブレット:**
  - 技術、製品の成熟化に対応した出願の方向性
    - 技術/開発部門との連携
- **事業のソフトウェア化への対応:**
  - タブレット(出荷済の数量が増大)の機能拡張用ソフトウェアの開発、頒布
    - 出願のあり方
- **ペンタブレット製品(紙と鉛筆機能)が他機能と結合、複合化:**
  - 単一技術/製品から複合技術/製品への知財戦略
- **グローバル化への対応:**
  - 台湾、米国のR&D活動に職務発明・報奨規定の導入

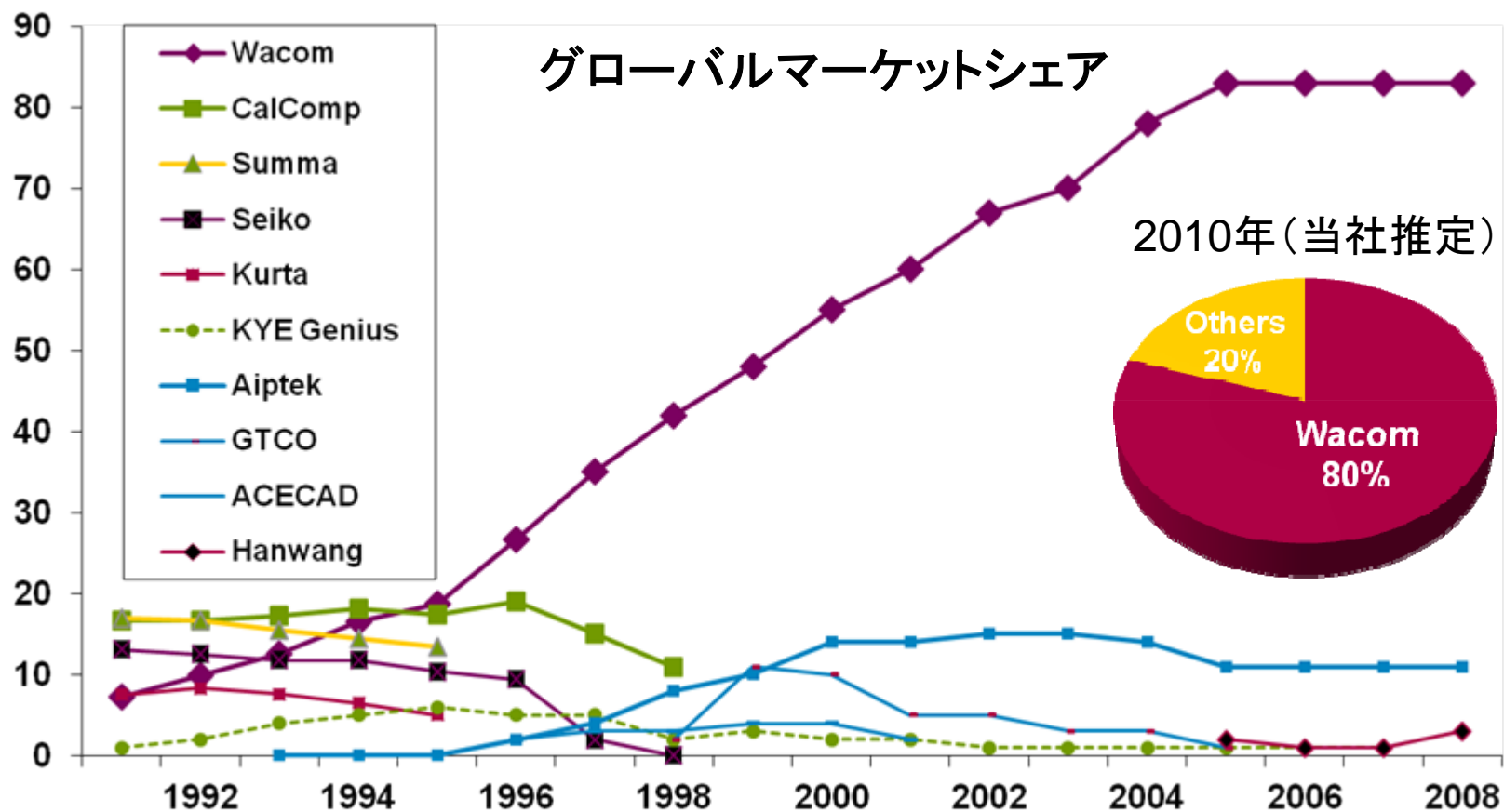


wacom®

ご清聴有難うございました。

# ワコム 事業の発展 (2)

## グローバル・マーケットシェアの上昇



# 知的財産力

- グローバルな特許・意匠出願／管理体制
- グローバルブランド Wacom を支える商標維持体制

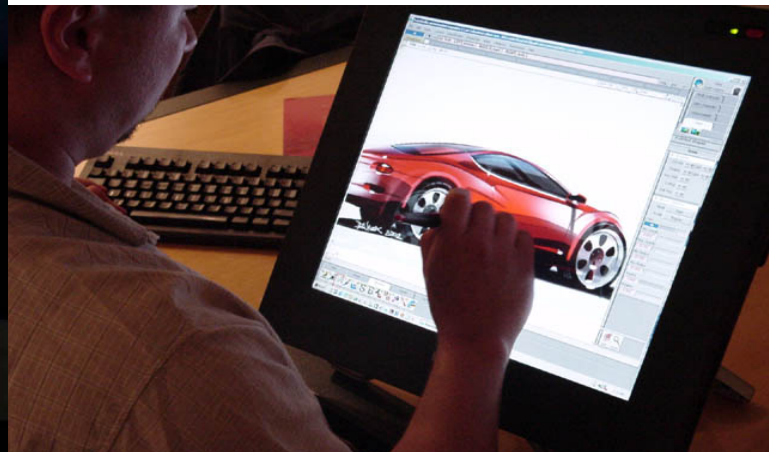
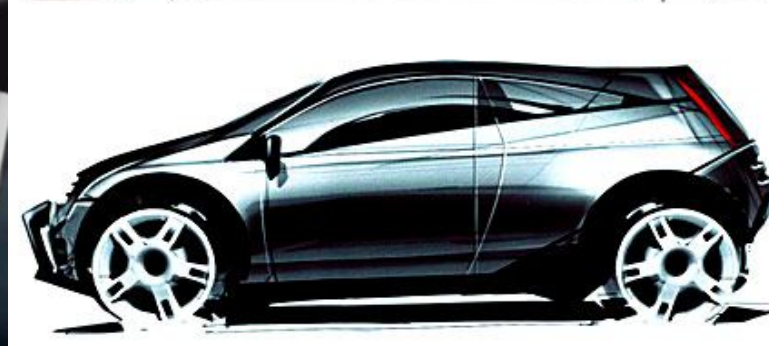
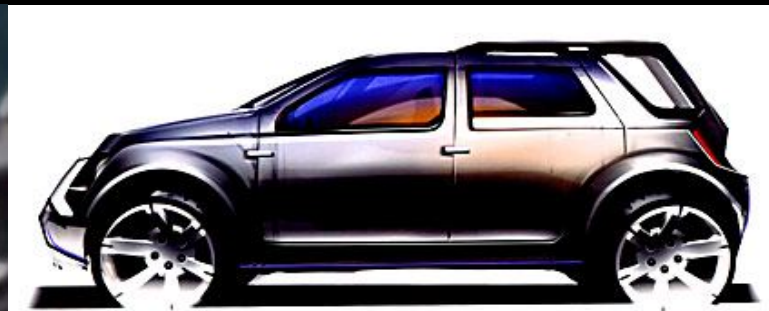
	発明		意匠		商標	
	特許数	出願中	登録数	出願中	登録数	出願中
日本	89	72	45	20	64	8
海外	196	325	126	12	490	63
合計	285	397	171	32	554	71
総計	682		203		625	

\* 海外の特許は米国、欧州、中国、台湾等に出願、登録されている。

\* 商標の所有数は、1商標/1商品分類を1としてカウントしている。

(従って、ワコムが1商標を2商品分類で所有している場合、商標所有数は2となります。)

# プロフェッショナル製品 Cintiq





## (例)

- 「アバター」「スターウォーズ」などコンピュータグラフィックス(CG)を多用する世界中の映画の製作現場でのCG製作に活用されています。
- 「ディズニー」や「スタジオジブリ」などに代表される、世界中のアニメーション映画プロダクションで、描画・色づけ・テクスチャー製作などに活用されています
- 「ファイナルファンタジー」などに代表される、ゲームソフトの製作現場で、リアルな画像を製作するために活用されています。

